

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序 章 環境影響評価書の目的と経緯

序－1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、令和6年3月29日付知事に提出された「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)として取りまとめたものである。

序－2 評価書作成までの経緯

評価書の作成までの経緯は、表-1(1)～(2)に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成28年7月5日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	平成28年7月6日	知事→都市計画決定権者 関係地域:坂戸市、川島町、川越市、東松山市、鶴ヶ島市(5市)
調査計画書公告・縦覧	平成28年7月12日 ～8月12日	公告 平成28年7月12日 縦覧 平成28年7月12日～8月12日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山市環境管理事務所 坂戸市都市計画課 川島町町民生活課 川越市環境政策課 東松山市環境保全課 鶴ヶ島市生活環境課
住民等の意見の提出	平成28年7月12日 ～8月26日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	平成28年7月20日	現地調査及び計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成28年8月10日	
知事意見受理	平成28年9月28日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和6年3月1日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和6年3月6日	知事→都市計画決定権者
準備書の提出	令和6年3月29日	都市計画決定権者→知事

表-1(2) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
準備書公告・縦覧	令和6年4月9日～ 令和6年5月10日	公告 令和6年4月9日 縦覧 令和6年4月9日～令和6年 5月10日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山市環境管理事務所 坂戸市都市計画課 川島町町民生活課 川越市環境政策課 東松山市環境保全課 鶴ヶ島市生活環境課
住民等の意見の提出	令和6年4月9日～ 令和6年5月24日	意見書 5件
技術審議会第1回小委員会	令和6年6月27日	準備書の説明、質疑応答
第1回環境影響評価庁内調整会議	令和6年7月8日	準備書の説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和6年7月25日	都市計画決定権者の見解説明、質疑 応答
公聴会	令和6年7月22日	公述人2名
令和6年度第2回埼玉県環境影響評価技術審議会	令和6年9月3日	準備書の説明、質疑応答
知事意見受理	令和6年10月10日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る 手続き等免除承認申請	令和6年11月22日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和6年12月4日	知事→都市計画決定権者

序-3 評価書作成の手順

評価書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、準備書に対する知事意見を十分に反映させるために準備書の記述内容について再検討するとともに、環境影響評価に係る記述の追加・修正を行った。追加・修正の理由及び内容は、表-2及び表-3に示すとおりである。

なお、本表は主要な修正の内容を示すものであり、誤字・脱字の訂正については記載していない。

表-2 修正理由

区分	内容
A	知事意見あるいは指導事項に対応して追加・修正等を行った。
B	内容の充実またはわかりやすくするため、文章等の追加・修正等を行った。
C	その他

表-3(1) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容 2.6 都市計画対象事業の実施方法	2.6.9 公園及び緑化計画 (2) 緑化計画	知事意見を踏まえて、地域性の種苗の使用、植栽樹種を修正した。また、緩衝緑地帯の幅を追加した。	A
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.1 調査項目	8.1.3 項目選定の理由及び根拠	知事意見を踏まえて、史跡・文化財について試掘調査結果を追記した。	A
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.8 動物	10.8.1 調査 (2) 調査方法 ② 現地調査 ア. 動物相の状況 (イ) 鳥類 (5) 調査結果 ② 現地調査 ア. 動物相の状況 (イ) 鳥類 10.8.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	知事意見を踏まえて、鳥類の夜間調査の方法について追記した。 知事意見を踏まえて、鳥類の夜間調査結果を追記した。 知事意見を踏まえて、鳥類の建物への衝突防止のための環境保全措置の追加、一部、植栽樹種の見直しを行った。	A
10.9 植物	10.9.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	準備書に対する知事意見を踏まえて、一部、植栽樹種の見直しを行った。	A
10.10 生態系	10.10.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	知事意見を踏まえて、鳥類の建物への衝突防止のための環境保全措置の追加、一部、植栽樹種の見直しを行った。	A
10.11 景観	10.11.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点 ② 基準、目標等との整合の観点	知事意見等を踏まえて、周辺地域からの景観の影響緩和や圧迫感の軽減等に関する環境保全措置を追加した。 埼玉県景観計画における景観形成基準等を遵守する旨を追記した。	A A

表-3(2) 環境影響評価準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.15 温室効果ガス等	(2) 供用時における温室効果ガス等の影響 ②評価結果 ア. 回避・低減の観点 (ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	各進出企業に対し再生可能エネルギーの利用促進やグリーン電力購入等に努めるよう指導する旨を追記した。	A
第 11 章 環境保全のための措置 11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11.1.2 環境保全のための措置 表 11.1-1 環境保全措置の検討結果及びその効果	動物、植物、生態系、景観、温室効果ガス等について第 10 章に基づき、環境保全措置を修正した。	A
11.2 低減措置及び代償措置の実施計画	11.2.2 動物、植物、生態系に係る低減措置及び代償措置	知事意見を踏まえて、耕作地環境の創出等の観点から、環境保全目標と環境保全措置の明確化、調整池、公園、水路、緑化等の整備方針を追記するなど、環境保全のための措置の見直しを行った。	A
11.3 保全すべき種の移設、移植計画等	表 11.3-5 代償措置(移植)及び維持・管理計画スケジュール	知事意見を踏まえて、耕作地環境の創出等の観点から、保全すべき動物、植物の移設、移植方法の詳細を記述した。	A
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	表 12-1 環境影響評価の概要	動物、植物、生態系、景観、温室効果ガス等について第 10 章に基づき、環境保全措置を修正した。	A
第 13 章 事後調査の計画 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	(1) 事後調査項目の選定 表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 表 13.1-2(2)、(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由	騒音の施設の稼働、動物について事後調査項目として選定した。 事後調査項目の選定の変更に伴い、事後調査から除外する項目及びその理由を変更した。	A A
13.2 調査方法等	(1) 騒音	施設騒音、交通量の調査方法等を追記した。	A
	(2) 動物	夜間の鳥類調査、ハクチョウ類の調査等を追記した。	A

序-4 準備書の変更

準備書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年 12 月 26 日埼玉県条例第 61 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和6年11月22日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 坂戸市

代表者 坂戸市長 石川 清

担当課所名 都市整備部都市計画課

所在地 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

担当者職・氏名 係長 松本 哲雄

電話番号 049-283-1331

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区 土地区画整理事業
行わない手続等	全部()
申請理由	準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、事業計画、環境影響評価の調査、予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画等の内容を変更したため。

変更内容検討書

令和6年11月22日作成

1 都市計画対象事業の名称

坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業

2 変更の内容

変更項目	変更内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要			
2.6.9 公園及び緑化計画	別紙2参照	別紙2参照	準備書 p.29
	別紙3参照	別紙3参照	準備書 p.30
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法			
8.1 調査項目 8.1.3 項目選定の理由及び根拠	別紙4参照	別紙4参照	準備書 p140
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.8 動物 10.8.1 調査	別紙5、6参照	別紙5、6参照	準備書 p.365、380
10.8 動物 10.8.3 評価	別紙7参照	別紙7参照	準備書 p.430
10.9 植物 10.9.3 評価	別紙8参照	別紙8参照	準備書 p.466
10.10 生態系 10.10.3 評価	別紙9参照	別紙9参照	準備書 p.495
10.11 景観 10.11.3 評価	別紙10参照	別紙10参照	準備書 p.536
10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価	別紙11参照	別紙11参照	準備書 p.594
第11章 環境保全のための措置			
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	別紙12～16参照	別紙12～16参照	準備書 p.602、603、604、605、607
11.2 低減措置及び代償措置の実施計画	別紙17～26参照	別紙17～26参照	準備書 p.609～613
11.3 保全すべき種の移設、移植計画等	別紙27～30参照	別紙27～30参照	準備書 p.614、615、616
第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価			
表-環境影響評価の概要	別紙31～35参照	別紙31～35参照	準備書 p.633、634、635、636、640
第13章 事後調査の計画			
13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	別紙36～37参照	別紙36～37参照	準備書 p.641、643
13.2 調査方法等	別紙38～39参照	別紙38～39参照	準備書 p.646、647

3 変更の理由

準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、事業計画、環境影響評価の調査項目及び調査方法、環境影響評価の予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画の内容を変更したため。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 4 のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

「第 10 章 動物、生態系、景観、温室効果ガス等」に記載した調査、予測及び評価の結果の内容を反映した(別紙 5～11 のとおり)。

7 変更後の環境の保全のための措置

「第 10 章 騒音・低周波音、動物、植物、生態系、景観、温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した(別紙 12～30 のとおり)。

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

別紙 31～35 参照のとおり

9 変更後の事後調査の計画

別紙 36～39 のとおり

別紙 1 目次

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

第 11 章 環境の保全のための措置	597
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	597
11.2 低減措置の実施計画	608
11.3 代償措置の実施計画	614

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

第 11 章 環境の保全のための措置	597
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	597
11.2 <u>低減措置及び代償措置の実施計画</u>	608
11.3 <u>保全すべき種の移設、移植計画等</u>	620

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を勘案・配慮し、環境の保全のための措置の見直しに伴い、項目建てを変更した。

別紙 2 第 2 章 2.6.9 公園及び緑化計画

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 緑化計画

(略)

緩衝緑地帯、公園における主な植栽予定樹種は、表 2-8 に示すとおりである。

植栽樹種は、現存植生や鳥類や昆虫類の餌となる樹種等から選定する。高木としてケヤキ、エノキ、シラカシ、タブノキ、クヌギ類等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

また、進出企業についても、積極的な緑化を促すとともに、これらの樹種を積極的に植栽するよう指導していく。

表 2-8 緩衝緑地帯、公園の主な植栽予定樹種

区 分	主な樹種
高 木	ケヤキ、エノキ、ヤマザクラ、アラカシ、シラカシ、タブノキ、クヌギ類等
中～低木	アオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ、ヤマツツジ等
法 面	種子吹付け(チガヤ等)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 緑化計画

(略)

緩衝緑地帯、公園における主な植栽予定樹種は、表 2-8 に示すとおりである。

植栽樹種は、現存植生や鳥類や昆虫類の餌となる樹種等から選定する。高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた地域本来の多様な林層を形成させる。また、植栽に用いる樹木は、可能な限り地域性の種苗や樹木の使用に努めていく。

進出企業についても、積極的な緑化を促すとともに、これらの樹種を積極的に植栽するよう指導していく。

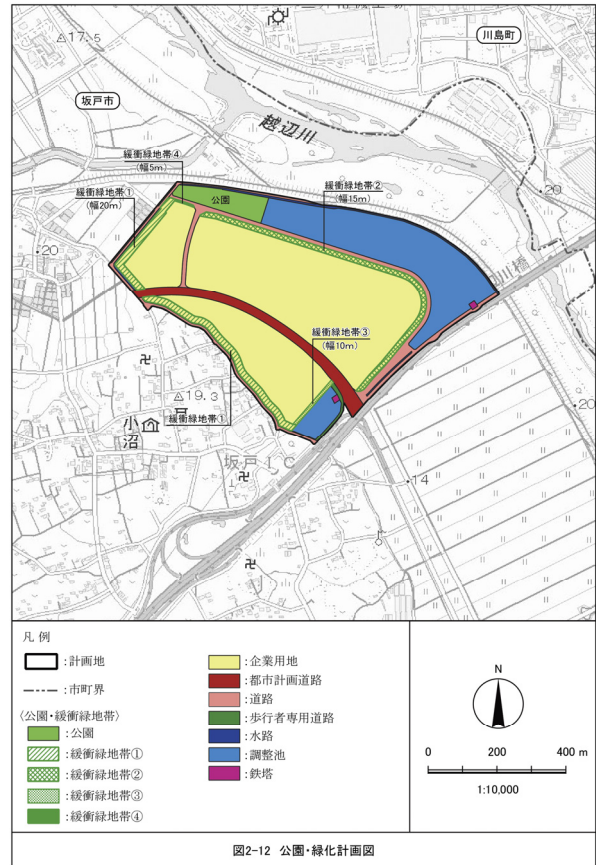
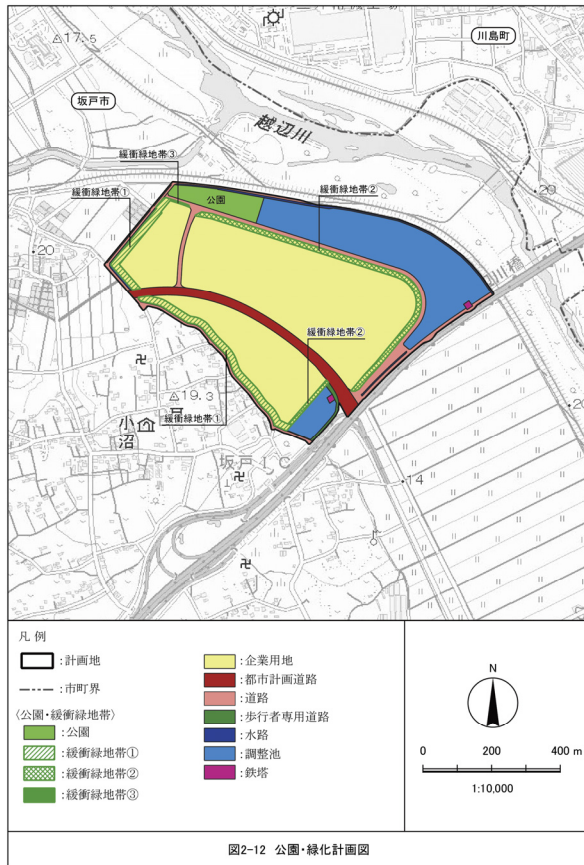
表 2-8 緩衝緑地帯、公園の主な植栽予定樹種

区 分	主な樹種
高 木	エノキ、 <u>ムクノキ</u> 、 <u>ハンノキ</u> 、 <u>クヌギ</u> 、 <u>コナラ</u> 、 <u>ヤマザクラ</u> 、 <u>シラカシ</u> 、 <u>スダジイ</u> 、 <u>シロダモ</u> 等
中～低木	<u>カマツカ</u> 、 <u>イボタノキ</u> 、 <u>ガマズミ</u> 、 <u>ヤマツツジ</u> 、 <u>ヤブツバキ</u> 、 <u>アオキ</u> 等
法 面	種子吹付け(チガヤ等)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、緑化計画について追記及び一部、植栽樹種の見直しを行った。

別紙 3 第 2 章 2.6.9 公園及び緑化計画



【準備書】

【評価書】

【変更箇所】

準備書に対する知事意見等を踏まえて、緩衝緑地帯の幅を明記した。

別紙 4 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

【準備書の内容】

8.1 調査項目

8.1.3 項目選定の理由及び根拠

本事業における調査・予測・評価の項目として選定した理由は表 8.1.3-1(1)～(2)に、選定しない理由は表 8.1.3-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.1.3-2(2) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
史跡・文化財	指定文化財等	計画地内には指定文化財等及び既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、史跡・文化財については、調査・予測・評価の項目として選定しない。 なお、埋蔵文化財は、基本的には試掘を行う方向で市教育委員会と調整し、本調査の実施の有無や本調査の範囲、内容を決定する。本調査を行う場合は、区画整理事業者と協力し、文化財保護法に則り、適切に対処する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

本事業における調査・予測・評価の項目として選定した理由は表 8.1.3-1(1)～(2)に、選定しない理由は表 8.1.3-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.1.3-2(2) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
史跡・文化財	指定文化財等	計画地内には指定文化財等及び既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、史跡・文化財については、調査・予測・評価の項目として選定しない。 <u>埋蔵文化財については、平成 30 年 2 月、5 月及び平成 31 年 3 月に実施した試掘調査の結果、埋蔵文化財は確認されなかった(資料編参照)。</u> <u>なお、今後、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、「文化財保護法」等に基づき、関係機関と協議の上、適正に対応する。</u>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、史跡・文化財について試掘調査結果を追記した。

別紙 5 第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 調査方法

② 現地調査

ア. 動物相の状況

(1) 鳥類

c. 任意観察調査

調査範囲内を任意に踏査し、出現した種を記録した。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 調査方法

② 現地調査

ア. 動物相の状況

(1) 鳥類

c. 任意観察調査

調査範囲内を任意に踏査し、出現した種を記録した。また、夜間に調査範囲内を任意に踏査し、鳴き声の確認等の確認を行った。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、鳥類の夜間調査の方法について追記した。

別紙 6 第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(5) 調査結果

②現地調査

ア. 動物相の状況

(イ) 鳥類の確認状況

a. 生息確認種

(略)

周辺地域ではオオタカ、チョウゲンボウ等の猛禽類、樹林地を生息域とするアオゲラ、アカゲラ、コゲラ等のケラ類、藪を繁殖場として利用するウグイス等の生息が確認された。越辺川、飯盛川の水域では、冬季にコハクチョウが埒として利用しているほか、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモといったカモ類の生息が確認された。

また、計画地内と同様にハクセキレイ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ等の都市や農耕地に多くみられる鳥類が確認された。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(5) 調査結果

②現地調査

ア. 動物相の状況

(イ) 鳥類の確認状況

a. 生息確認種

(略)

周辺地域ではオオタカ、チョウゲンボウ等の猛禽類、樹林地を生息域とするアオゲラ、アカゲラ、コゲラ等のケラ類、藪を繁殖場として利用するウグイス等の生息が確認された。越辺川、飯盛川の水域では、冬季にコハクチョウが埒として利用しているほか、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモといったカモ類の生息が確認された。

また、計画地内と同様にハクセキレイ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ等の都市や農耕地に多くみられる鳥類が確認された。

なお、調査範囲内を任意に踏査した夜間調査結果、フクロウ類の鳴き声等は確認されなかった。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、鳥類の夜間調査結果について追記した。

別紙 7 第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 既存水路の改修については、工事区間上流から下流側に一時的に水路の切り回しを行い、水の無い状態で工事を実施し、下流区域における濁水の流入や流量の変化を防止する。
- ・ 新たな水辺となる調整池周辺には植栽等を配置し、飛来する鳥類等に対する人為圧を抑制する。
- ・ 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。
- ・ 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。
- ・ 企業用地内の緩衝緑地帯(幅 10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅 10m以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。
- ・ 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、鳥類の建物への衝突防止のための環境保全措置の追加、一部、植栽樹種の見直しを行った。

別紙 8 第 10 章 10.9 植物 10.9.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う植物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、植物への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 植栽樹種は、現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う植物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、植物への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、一部、植栽樹種の見直しを行った。

別紙 9 第 10 章 10.10 生態系 10.10.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、生態系への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 企業用地内の調整池側には幅15mの緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅5m、10m、20mの緩衝緑地帯を設置する。
- ・ 植栽樹種は、現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、生態系への影響の回避・低減に努める。

(略)

- ・ 企業用地内の調整池側には幅15mの緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅5m、10m、20mの緩衝緑地帯を設置する。
- ・ 企業用地内の緩衝緑地帯(幅 10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅 10m以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。
- ・ 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

(略)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、鳥類の建物への衝突防止のための環境保全措置の追加、一部、植栽樹種の見直しを行った。

別紙 10 第 10 章 10.11 景観 10.11.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設が存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・ 各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、景観への影響の緩和に努める。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

眺望景観への影響については、複数の調査地点で計画建物が出現することにより、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩の採用や建物の形状、大きさ、配置及び緑化については、圧迫感及び周辺地域からの景観への影響緩和に努めるよう指導する。
- ・ 「地区計画」において、企業用地内の壁面位置及び住居側に位置する企業用地の敷地境界沿には幅 20mの緩衝緑地帯の配置を定めるなど、圧迫感及び周辺地域からの景観の影響緩和に努める。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

眺望景観への影響については、複数の調査地点で計画建物が出現することにより、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、埼玉県景観計画における景観形成基準等を遵守し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見等を踏まえて、周辺地域からの景観の影響緩和や圧迫感の軽減等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 11 第 10 章 10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価

【準備書の内容】

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

供用時における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。
- ・ 各企業に対し可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進に努めるよう指導する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

供用時における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。
- ・ 各企業に対し可能な限り太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進やグリーン電力購入等に努めるよう指導する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、再生可能エネルギーの使用等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 12 第 11 章 11.1.2 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 11.1-1(5) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
動物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>	低減・代償	計画地及び周辺の動物相、保全すべき動物の生息環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 11.1-1(5) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
動物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 <u>企業用地内の緩衝緑地帯(幅 10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅 10m 以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。</u> 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、<u>ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ</u>等、低木～中木として<u>カマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ</u>等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>	低減・代償	計画地及び周辺の動物相、保全すべき動物の生息環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、動物の環境保全措置に関する記述を追記、修正した。

別紙 13 第 11 章 11.1.2 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 11.1-1(6) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
植物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	(略) ・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 (略)	低減・代償	計画地及び周辺の動物相、保全すべき動物の生息環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 11.1-1(6) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
植物	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	(略) ・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、 <u>ムクノキ</u> 、 <u>ハンノキ</u> 、 <u>クヌギ</u> 、 <u>コナラ</u> 、 <u>ヤマザクラ</u> 、 <u>シラカシ</u> 等、低木～中木として <u>カマツカ</u> 、 <u>イボタノキ</u> 、 <u>ガマズミ</u> 、 <u>ヤマツツジ</u> 、 <u>ヤブツバキ</u> 、 <u>アオキ</u> 等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 (略)	低減・代償	計画地及び周辺の動物相、保全すべき動物の生息環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、植物の環境保全措置に関する記述を追記、修正した。

別紙 14 第 11 章 11.1.2 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 11.1-1(7) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	(略) <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 (略)	低減・代償	計画地及び周辺の生態系、着目種の生育環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

11.1.2 環境保全のための措置

表 11.1-1(7) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	(略) <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 <u>企業用地内の緩衝緑地帯(幅 10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅 10m以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。</u> 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 (略)	低減・代償	計画地及び周辺の生態系、着目種の生育環境への影響を低減・代償する。	△

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、生態系の環境保全措置に関する記述を追記、修正した。

別紙 15 第 11 章 11.1.2 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1(1)～(10)に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

表 11.1-1(8) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
景観	造成地の存在、施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、景観への影響の緩和に努める。 	低減	周辺地域の景観との調和を図る。	△

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1(1)～(10)に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

表 11.1-1(8) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
景観	造成地の存在、施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩の採用や建物の形状、大きさ、配置及び緑化については、<u>圧迫感及び周辺地域からの景観への影響緩和に努めるよう指導する。</u> 「<u>地区計画</u>」において、<u>企業用地内の壁面位置及び住居側に位置する企業用地の敷地境界沿には幅 20mの緩衝緑地帯の配置を定めるなど、圧迫感及び周辺地域からの景観の影響緩和に努める。</u> 	低減	周辺地域の景観との調和を図る。	△

【変更箇所】

準備書に対する知事意見等を踏まえて、周辺地域からの景観の影響緩和や圧迫感の軽減等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 16 第 11 章 11.1.2 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1(1)～(10)に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

表 11.1-1(10) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
温室効果ガス等	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 各企業に対し可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進に努めるよう指導する。 	低減	施設の稼働による二酸化炭素排出量をできる限り低減させる。	○

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1(1)～(10)に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

表 11.1-1(10) 環境保全措置の検討結果及びその効果

環境要素	環境要因	環境保全措置	措置の区分	理由	効果の不確実性
温室効果ガス等	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 各企業に対し可能な限り太陽光などの<u>再生可能エネルギーの利用促進やグリーン電力購入等に努めるよう指導する。</u> 	低減	施設の稼働による二酸化炭素排出量をできる限り低減させる。	○

注) 効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○: 保全対策の効果に不確実性を伴わない △: 保全対策の効果に不確実性を伴う

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、再生可能エネルギーの使用等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 17 第 11 章 環境の保全のための措置 11.2.2 動物、植物、生態系に係る低減措置及び代償措置
 (1) 環境保全措置の検討

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

② 本事業における生物多様性の保全・活用対策に関するコンセプト

本事業においては、生物多様性の保全計画の立案にあたり、計画地内の環境整備、施設整備はもとより、近隣関連地区との連携を図り、当該地域における継続的な生物多様性の保全に努めていく計画である。

計画地は、隣接する越辺川の堤内地の水田地域であり、調整池を中心とした水辺の保全・創出により、越辺川と一体化した広域な観点での水辺の拠点を確保していく。その他、現況でみられる草地環境を公園等に確保するとともに、企業用地内の緩衝緑地帯の積極的な活用を努めていく計画である。

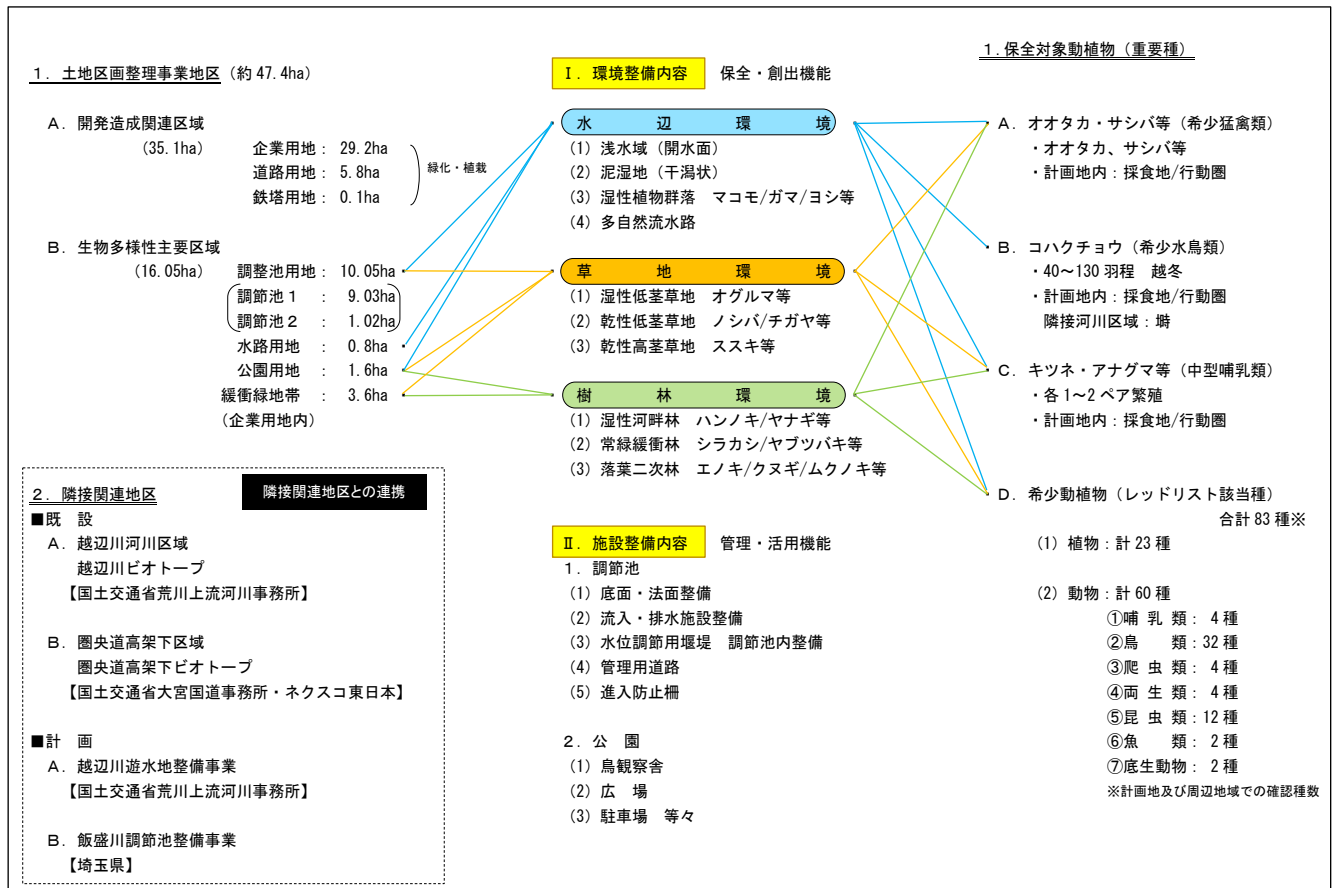


図 11.2-2 生物多様性の保全・活用対策に関するコンセプト

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

② 本事業における生物多様性の保全・創出・活用対策に関するコンセプト

本事業においては、生物多様性の保全計画の立案にあたり、計画地内の環境整備、施設整備はもとより、近隣関連地区との連携を図り、当該地域における水辺・草地・樹林から構成される地域本来の耕作地環境を対象に、継続的な生物多様性の保全・創出・活用に努めていく計画である。

計画地は、隣接する越辺川の堤内地の水田地域であり、調整池を中心とした水辺の保全・創出により、越辺川と一体化した広域な観点での水辺環境の拠点を確保していく。その他、当該地域でみられる草地環境を公園等に確保するとともに、企業用地内の緩衝緑地帯の積極的な活用により、樹林環境等の創出に努めていく計画である。

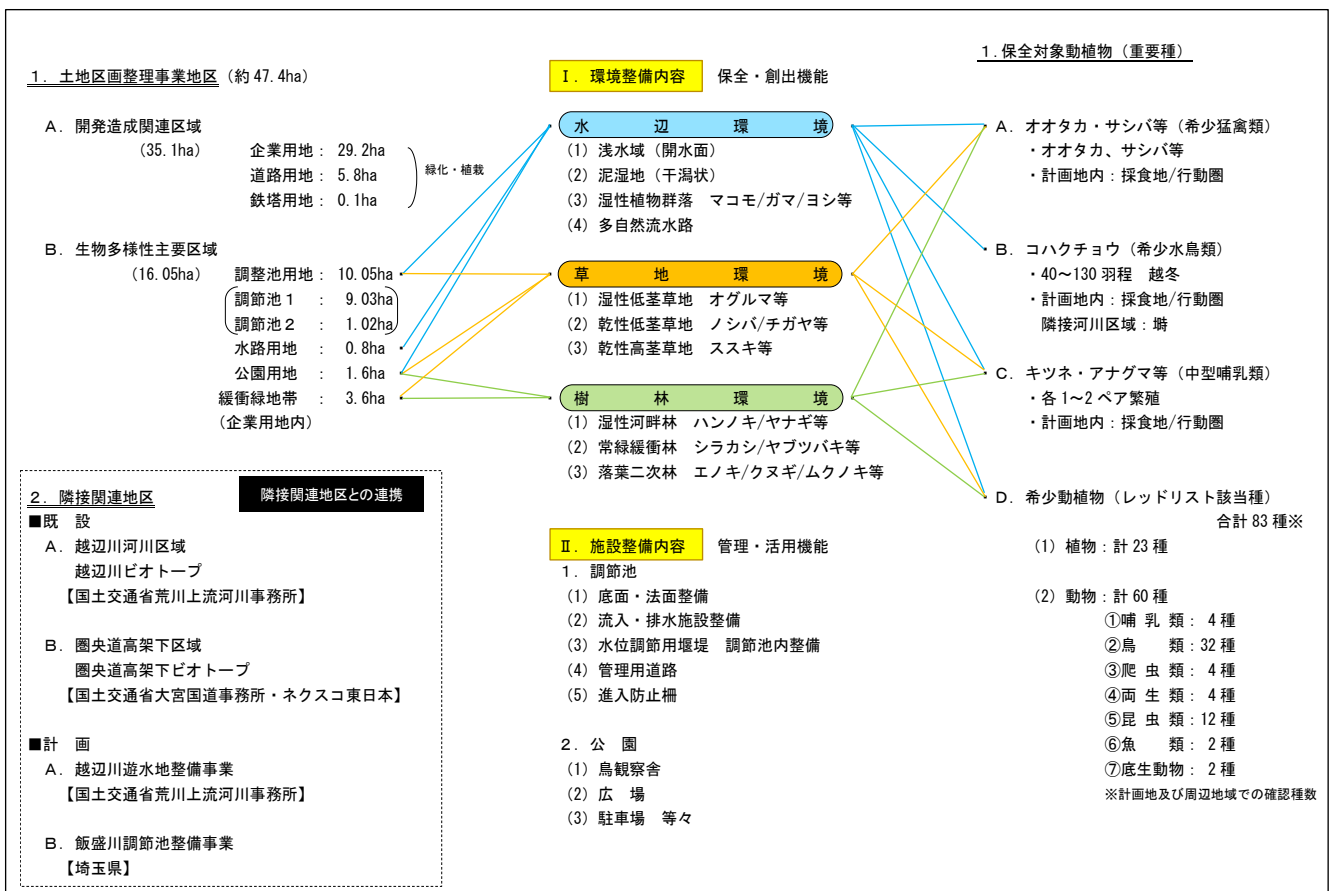


図 11.2-2 生物多様性の保全・創出・活用対策に関するコンセプト

※「(仮称)坂戸市小沼地区自然共生型地域づくり検討協議会(準備会)」等で検討された土地区画整理事業における対策コンセプト

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から動物、植物、生態系に係る環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 18 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】

記載なし

【評価書の内容】※以下、追加記述を示す

③ 本事業における保全すべき動植物、生態系の環境保全目標

ア.環境保全の目標の設定

本事業においては、水辺、草地、樹林環境の再生・創出により、現地調査で確認された保全すべき動植物と生態系を対象に影響の低減又は代償措置を検討し、これらの種が引き続き計画地及び周辺地域での生息・生育が可能となることを「保全目標」として設定した。

特に、主要重要種としてのコハクチョウの採食環境の確保等を目標とした代償措置、及びオオタカの高利用域の機能維持を目標とした低減措置について、重点的に取組み「保全目標」の達成を図る。

また、主要重要種であるコハクチョウ(大型水鳥類)、オオタカ(希少猛禽類)、キツネ(中型哺乳類)等は、広域におよぶ行動圏と良好な自然環境を必要とする種であるため、計画地をとり巻く越辺川の堤内・堤外地で実施される河川事業等とも連携し、ネイチャーポジティブの実現に向けた一体的・継続的な生物多様性対策の推進によって「保全目標」の達成を図っていく。

イ.保全すべき動植物種ごとの環境保全目標と環境保全措置

現地調査で確認された保全すべき動植物等の各種別の環境保全目標と環境保全措置の概要は、表 11.2-2 に示すとおりである。

現地調査における各種別の確認状況、主な生息・生育環境などを考慮し、調整池、水路、公園、企業用地等において、低減又は代償措置の対応関係を検討した。

なお、周辺地域のみで確認された保全すべき種については、本事業に伴う直接的な影響は生じないこと、供用時における水辺や緑地の安定化に伴い一部の利用などが予測されることから、本事業に伴う影響は回避されるものと考え整理した。

表 11.2-2 保全すべき動植物種等ごとの環境保全目標と環境保全措置

該当種名	検討区分	確認地点		環境保全措置			生息・生育環境			低減、代償措置の実施場所					
		計画地内	周辺地域	回避	低減	代償	水辺	草地	樹林	公共用地			企業用地		
										調整池	水路	公園	道路	緑地	建物
哺乳類	1. ノウサギ	—	○	■	■		◇	◇	◇	▽	▽	▽		▽	
	2. タヌキ	●	○		■		◇	◇	◇	▽	▽	▽		▽	
	3. キツネ	●	○		■		◇	◇	◇	▽	▽	▽		▽	
	4. ニホンイタチ	●	○		■		◇	◇	◇	▽	▽	▽		▽	
	5. アナグマ	—	○	■	■			◇	◇			▽		▽	
鳥類	1. コハクチョウ	●	○			■	◇			▽				▽	▽
	2. チュウサギ	●	○		■		◇			▽				▽	▽
	3. クイナ	●	○			■	◇			▽				▽	▽
	4. バン	●	○			■	◇			▽				▽	▽
	5. ホトトギス	—	○						◆	—	—	—	—	—	—
	6. カッコウ	—	○	■			◇	◆		—	—	—	—	—	—
	7. タゲリ	●	○			■	◇			▽				▽	▽
	8. タシギ	●	○			■	◇			▽				▽	▽
	9. トビ	●	○		■		◇	◇	◆	▽				▽	▽
	10. ハイタカ	—	○	■	■		◇	◇	◆	▽			▽	▽	▽
	11. オオタカ	—	○				◇	◇	◆	▽			▽	▽	▽
	12. サシバ	●	○		■		◇	◇	◆	▽			▽	▽	▽
	13. ノスリ	●	○		■		◇	◇	◆	▽			▽	▽	▽
	14. カワセミ	●	○		■		◇			▽	▽			▽	▽
	15. アオゲラ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
	16. チョウゲンボウ	●	○		■		◇	◆		▽	▽			▽	▽
	17. ハヤブサ	—	○	■	■		◇	◇		▽				▽	▽
	18. ヤマガラ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
	19. ウグイス	—	○	■				◇		—	—	—	—	—	—
	20. オオヨシキリ	●	○			■	◆			▽				▽	▽
	21. キビタキ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
	22. ベニマシコ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
	23. ホオジロ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
爬虫類	1. ヒガシニホントカゲ	●	○		■			◇	◇			▽		▽	▽
	2. ニホンカナヘビ	●	○		■			◇	◇			▽		▽	▽
	3. アオダイショウ	—	○	■				◇	◇	—	—	—	—	—	—
	4. ヤマカガシ	●	○				◆	◇	◇	▽	▽	▽		▽	▽
両生類	1. アズマヒキガエル	—	○	■			◆	◇	◇	—	—	—	—	—	—
	2. ニホンアカガエル	—	○	■			◆	◇	◇	—	—	—	—	—	—
	3. トウキョウダルマガエル	●	○			■	◆	◇	◇	—	—	—	—	—	—
	4. シュレーゲルアオガエル	—	○	■			◆	◇	◇	—	—	—	—	—	—
魚類	1. ドジョウ類	●	○			■	◆			▽	▽	▽			
	2. ミナミメダカ	●	○			■	◆			▽	▽	▽			
昆虫類	1. ヒガシキリギリス	—	○	■			◆			—	—	—	—	—	—
	2. ショウリョウバッタモドキ	●	○			■	◆			—	—	▽		▽	▽
	3. キイロサンガメ	●	○			■	◆			—	—	▽		▽	▽
	4. ヒメナガメ	—	○	■						—	—	—	—	—	—
	5. ギンイチモンジセリ	●	○			■	◆			—	—	▽		▽	▽
	6. コチャバナセリ	●	○		■		◆			—	—	—	—	—	—
	7. アサマイチモンジ	—	○	■			◆		◆	—	—	—	—	—	—
	8. スゲドクガ	—	○	■			◆			—	—	—	—	—	—
	9. コガムシ	●	○			■	◆			▽		▽		▽	▽
	10. ヤマトモンシデムシ	●	○			■	◆			—	—	▽		▽	▽
	11. ドラフカミキリ	—	○	■					◆	—	—	—	—	—	—
	12. モンスズメバチ	—	○	■				◆		—	—	—	—	—	—
植物	1. ヒメミズワラビ	●	○			■	◆	◇				▽		▽	▽
	2. ハンゲシヨウ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	3. ウリカワ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	4. イトモ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	5. エビモ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	6. アマナ	—	○			■	◆					▽		▽	▽
	7. サイハイラン	—	○	■				◆		—	—	—	—	—	—
	8. ミクリ	—	○	■				◆		—	—	—	—	—	—
	9. ウマスゲ	—	○	■				◆		—	—	—	—	—	—
	10. アズマガヤ	—	○	■				◆		—	—	—	—	—	—
	11. タコノアシ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	12. ホザキノフサモ	●	○			■	◆			▽		▽		▽	▽
	13. ヒメミソハギ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	14. ミズマツバ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	15. コイヌガラシ	●	○			■	◆					▽		▽	▽
	16. ホソバイヌタデ	—	○	■			◆			—	—	—	—	—	—
	17. ヌマトラノオ	—	○			■	◆					▽		▽	▽
	18. キクモ	●	○			■	◆			▽		▽		▽	▽
	19. カワヂシャ	●	○			■	◆			▽		▽		▽	▽
	20. ミゾコウジュ	—	○	■			◆		◇	—	—	—	—	—	—
	21. オグルマ	●	○			■	◆		◇			▽		▽	▽
	22. ノニガナ	●	○			■	◆		◇			▽		▽	▽
	23. コマギ	●	○		■		◆			▽		▽		▽	▽
計 73種															

凡例)

●：計画地内で確認 ○：計画地外で確認 ■：回避、低減、代償に該当 ◆：主要生息、生育環境 ◇：関連生息、生育環境 ▽：低減措置 ▼：代償措置

注) 鳥類については、渡り途中の個体が確認されたなど、計画地の利用性等が低い種については対象種から除外した。したがって、表 10.8.1-22(1)保全すべき動物種一覧(鳥類)とは種数が異なっている。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から動物、植物、生態系に係る環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 19 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 環境整備の内容

生物多様性の保全・活用対策のコンセプトを受け、水辺環境、草地環境及び樹林地環境の保全、創出を行っていく。

各環境設備の保全、活用の概要は表 11.2-2、図 11.2-3 に示すとおりである。

表 11.2-2 水辺環境、草地環境及び樹林地環境の保全の概要

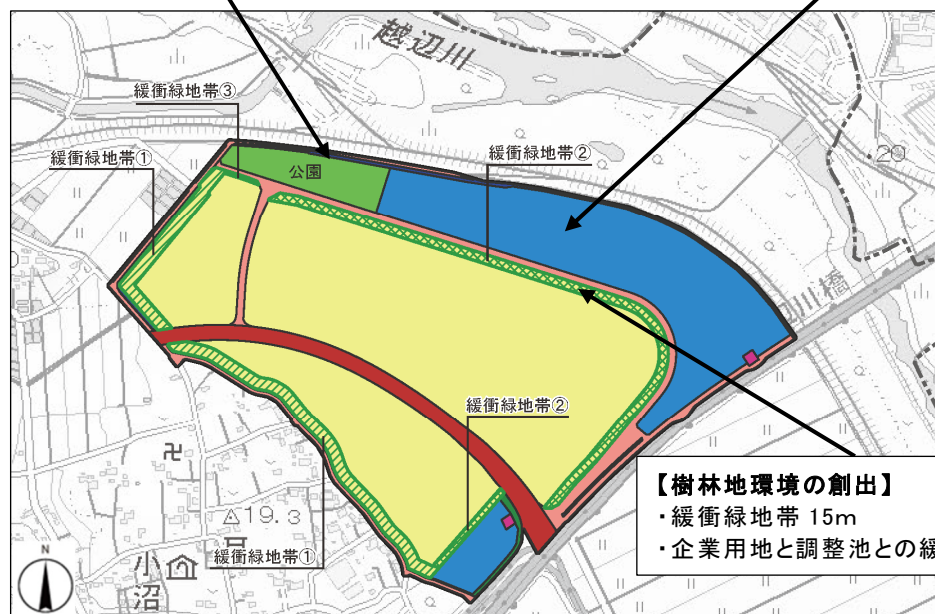
区 分		環境保全措置の概要
樹林地、草地 環境の保全・創出	樹 林 地	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の現況は、樹林地は分布しないが、新たな水辺となる調整池周辺には植栽等を配置し、飛来する鳥類等に対する人為圧を抑制する。 ・企業用地内の調整池側には幅 15mの緩衝緑地帯を設置する。 ・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。
	緑 地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に草地環境(湿性低茎草地、乾性低茎草地、乾性高茎草地)を確保するとともに、一部低木～高木を植栽していく。 ・調整池隣接箇所には、緩衝機能の確保のための湿性草地を主体とした緑地整備を行う。

【草地環境の保全、創出】

- ・草地環境を確保
- ・調整池との緩衝緑地帯の確保

【水辺、湿地環境の保全、創出】

- ・多自然型の調整池として整備
- ・越辺川と企業用地との緩衝機能



【樹林地環境の創出】

- ・緩衝緑地帯 15m
- ・企業用地と調整池との緩衝機能

図 11.2-3 水辺環境、草地環境及び樹林地環境の保全の概要

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 環境整備の内容

生物多様性の保全・創出・活用対策のコンセプトを受け、関連箇所の整備において水辺環境、草地環境及び樹林地環境の保全、創出を行っていく。

各環境設備の保全・創出・活用の概要は、表 11.2-3、図 11.2-3 に示すとおりである。

表 11.2-3 池沼、湿地環境、草地環境及び樹林地環境の整備概要

区分	環境保全措置の概要
樹林、草地環境の創出・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の現況は、樹林地は分布しないが、新たな水辺となる調整池周辺には在来植栽を配置し、飛来する鳥類等に対する人為圧を抑制する。 ・企業用地内には、幅 20m・15m・10m・5mの緩衝緑地帯を設置する。 ・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。<u>植栽植物は、可能な限り地域性種苗を活用する。</u>
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内に草地環境(湿性低茎草地、乾性低茎草地、乾性高茎草地)を確保するとともに、一部に在来樹種による低木～高木を植栽していく。 ・多自然型調節池隣接箇所の公園内の東側には、緩衝機能の確保のための湿性草地を主体とした緑地整備を行う。

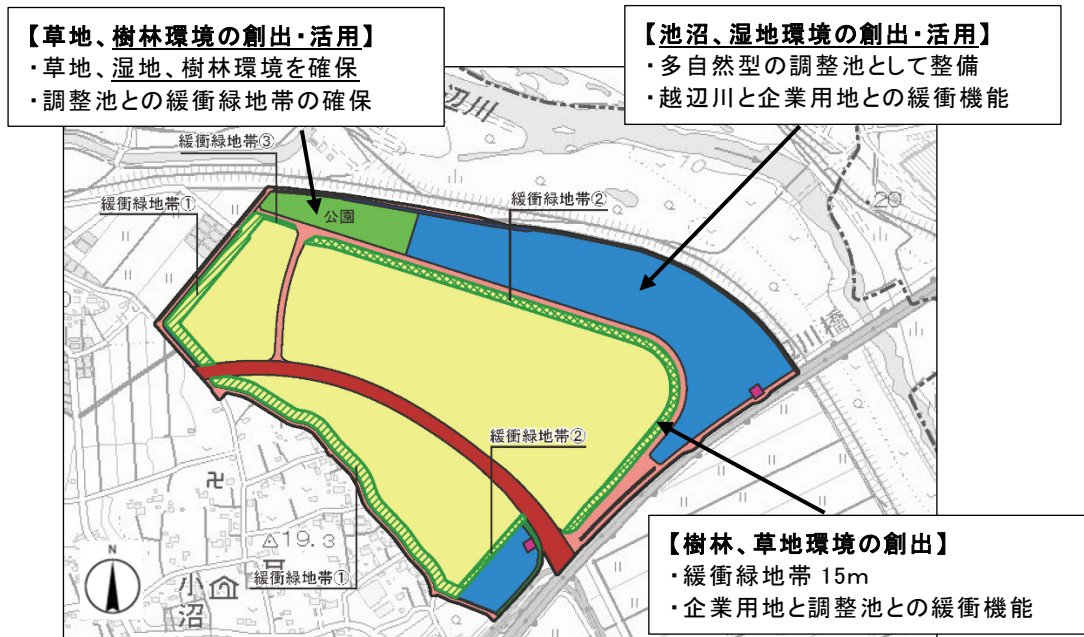


図 11.2-3 池沼、湿地環境、草地環境及び樹林地環境の整備概要

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 20 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

① 水辺、湿地環境の保全・創出

計画地北側の調整池については、底面は自然のままの環境を確保し、斜面については種子吹付等を行い、北側についてはその背後は植栽を配置する。

また、水際については護岸形状に変化を持たせるとともに水深に変化をつけ、湿地性、抽水性、浮葉性等、様々な水生植物が生育できる環境を整備する。一部、法尻にはじゃ籠を設置し、多孔質な環境を確保し、多様な生物の生育、生息環境を確保するなど、多自然型調整池として整備する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

① 池沼、湿地環境の創出・活用

計画地北側の多自然型調整池については、底面は自然のままの環境を確保し、斜面については種子吹付等を行い、北側部分には適した在来植物による植栽を配置する。

また、水際については護岸形状と法面勾配に変化を持たせるとともに水深に変化をつけ、湿地性、抽水性、沈水性、浮葉性等、多様な水生植物が定着できる水域環境を整備する。開水面と植生帯の境界にはじゃ籠を設置して、多孔質な環境を創出し、多様な生物の生育・生息環境を確保するなど、治水機能の確保とも両立する多自然型調整池として整備する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 21 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

ア. 常時湛水エリア(3.2ha)、その他エリア(4.6ha)

常時湛水エリアについては、コハクチョウをはじめ、水鳥の休息・採餌エリアとなるよう常時 1 m以上の水位を確保する。コハクチョウの餌となるマコモの生育する環境を整備する。

また、その他エリアの底面は、北側から南側にかけて勾配を持たせ、降雨状況により様々な水位を確保できる構造とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

ア. 多自然型調整池の整備

常時湛水エリアについては、コハクチョウをはじめ、水鳥の休息・採餌エリアとなるよう常時 1 m以上の水位を確保し、コハクチョウの採食適正を有するマコモ等の水生植物が生育する環境を整備する。また、調整池北東部の常時湛水エリア外の底面は、北側から南側にかけて勾配を持たせ、降雨状況により様々な水位の変化を有した湿地構造とする。

※以下、追加記述を示す

■コハクチョウへの代償措置を兼ねた多自然型調整池の整備

- ・コハクチョウの越冬期採食地(水田)の造成に伴う代償措置として、貯水容量の確保を前提とする多自然型調整池の整備において、人からの非干渉距離や飛来可能な開水面の広がり確保するとともに、自然状態の池沼における主要な採食植物となるマコモやエビモ等の生育適性を有した水域整備を行う。
- ・調整池の最大水深 1m域は、全面に抽水植物(ヨシ、マコモ)が広がり、開水面の確保が制約される可能性があるため、ヨシとマコモの生育範囲を規定(制限)する。
- ・コハクチョウの餌資源として主要なマコモについては、開水面との境界線をできるだけ長く確保できるよう、水深 60cm程度(土壌厚約 40cm)のマコモの育成環境を広く設定する。
- ・マコモが、コハクチョウの採食可能水深である 70cmよりも深い場所で生育しないよう、水深 60cmを目安にじゃ籠を配置整備する。
- ・ヨシ・マコモは、自然の池沼ではヨシが岸側、マコモがより深い場所に生育するが、水深 60cmはヨシ・マコモとも生育可能な水深である。ヨシがマコモより優占する可能性もあるため、ヨシの植栽地とマコモの植栽地は鋼矢板の打ち込みなどにより、生育帯を区分する。
- ・抽水植物(マコモ・ヨシ)を良好に生育させるために、できるだけ厚い壤土の基盤を確保することが望まれるため、治水機能の確保を前提に約 40 cmの基盤を確保する。
- ・南側の法面は、セイタカアワダチソウ、オオブタクサなどの外来種が繁茂しないよう勾配を調整して、法面の面積を極力減らす。
- ・調整池は、閉鎖水域であり周囲は立ち入り制限フェンスで囲まれるため、特定外来生物のナガエツルノゲイトウ等の侵入や繁茂は想定しづらいが、外来動植物の生息生育状況に留意した環境管理を行う。
- ・調整池内には、オオタカ高利用域への採食地確保による影響低減措置として、止り場を有する微高地を配置する。
- ・多自然型調整池に生息・生育する動植物を観察するための適切な施設整備を行い、水辺利用に供する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 22 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

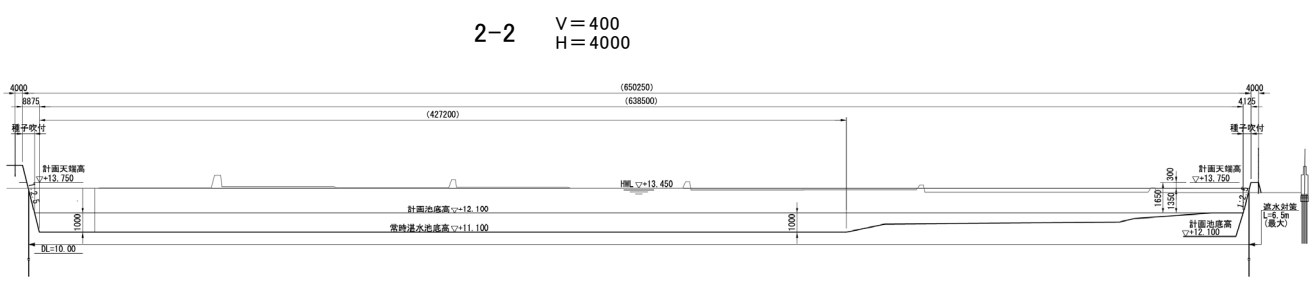
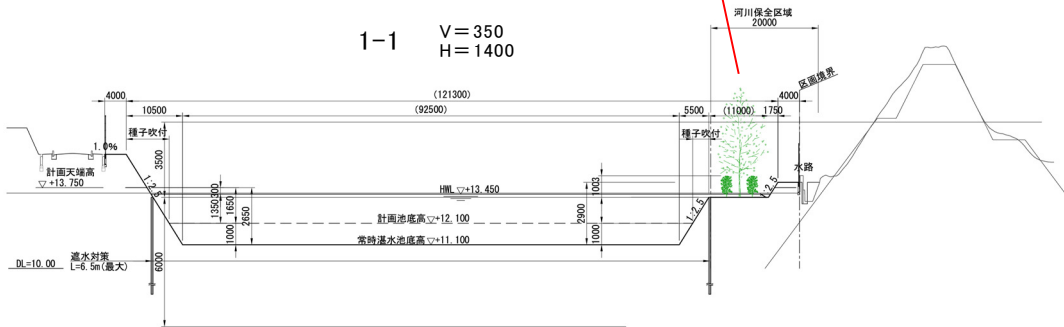
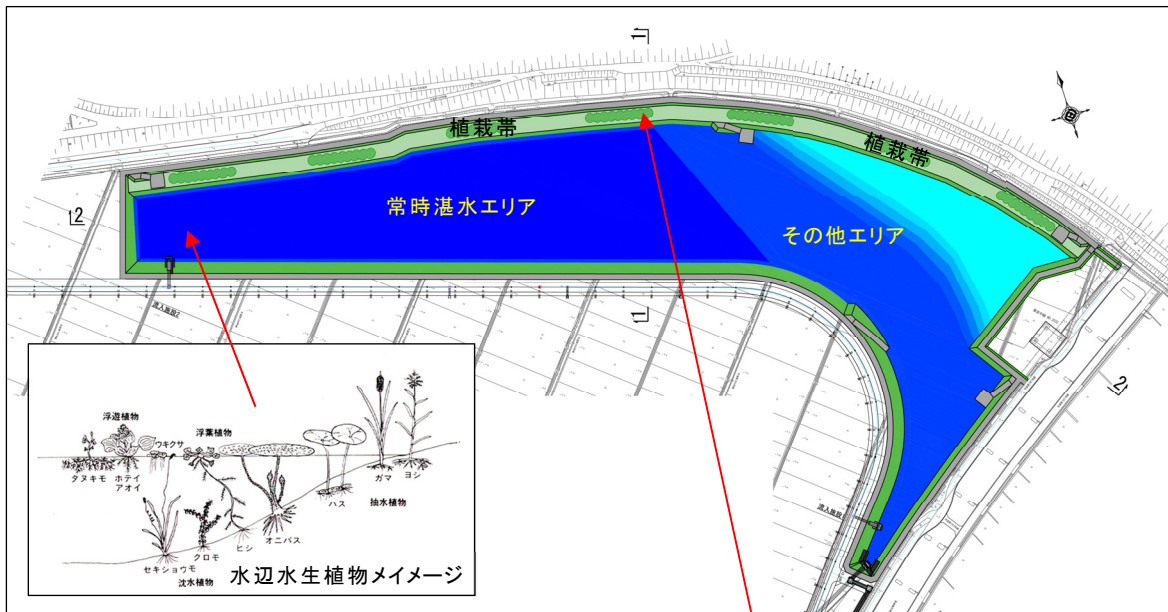


図 11.2-4 調整池 水辺環境の創出

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

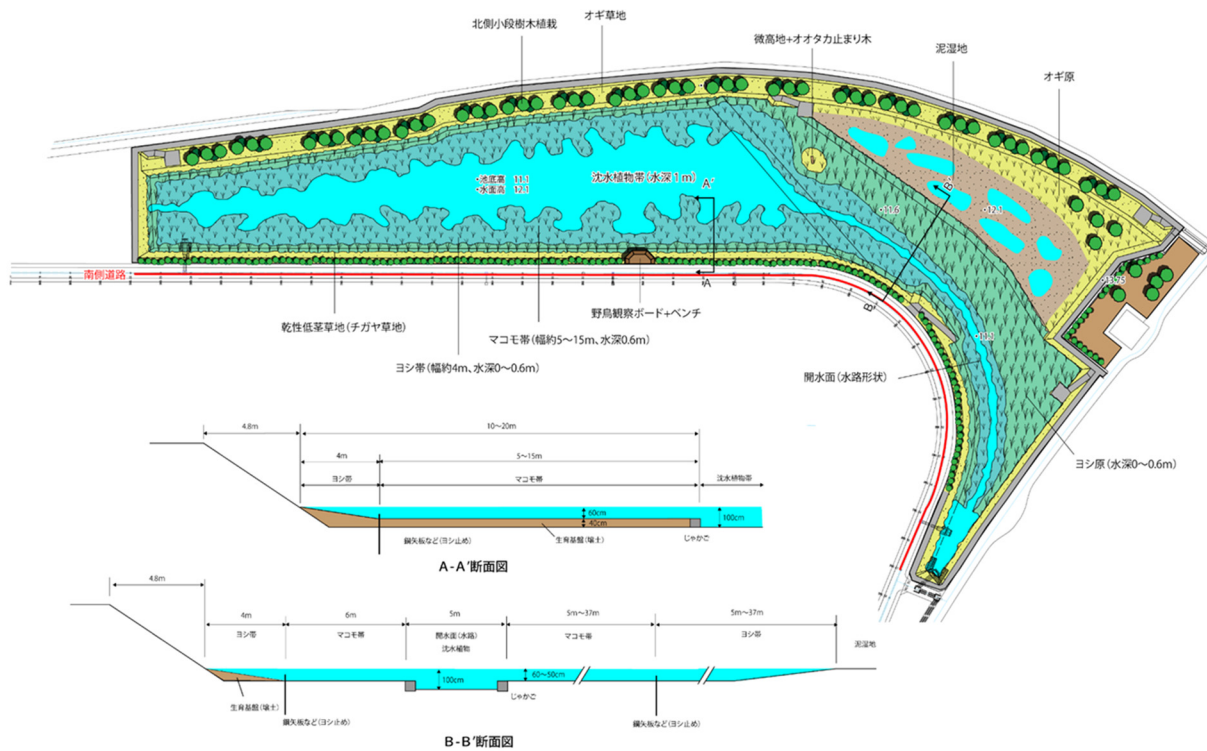


図 11.2-4 調整池 水辺環境の創出(整備イメージ)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 23 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】

記載なし

【評価書の内容】※以下、追加記述を示す

イ. 環境配慮型多自然水路の整備

地区内の多自然型調整池北側の水路の一部については、非かんがい期の水の溜まりや流れに変化をつける等によって、ミナミメダカ等の水生生物の生息・生育環境を確保する。

多自然水路の整備方針は以下に示すとおりである。

- ・水路は両岸アンカー式空石積みとし、底を土とする。部分的に沈水植物等が生育するよう置き石を配置する。
- ・越辺川と調整池間の陸上移動性の動物類の移動経路として、動物移動用の飛び石を部分的に配置する。
- ・非かんがい期には通水がなくなることから、ミナミメダカ、ドジョウ類、イシガイ類等の水生生物類が退避できるように、水路幅と水深を確保したワンドを設置する。
- ・水が冬季間溜まるようにワンドの底面は、ベントナイト系防水材料などで防水処理を行う。
- ・ワンドの間隔は、生物の移動距離と維持管理の両面から検討し適切に配置する。
- ・事業地内の上・下流端の水路部分において、特定外来生物のナガエツルノゲイトウ等の侵入繁茂を防ぐために、効果的な抑止管理手法の事例等を参考に、侵入抑止柵設置等の必要な対策を講じる。

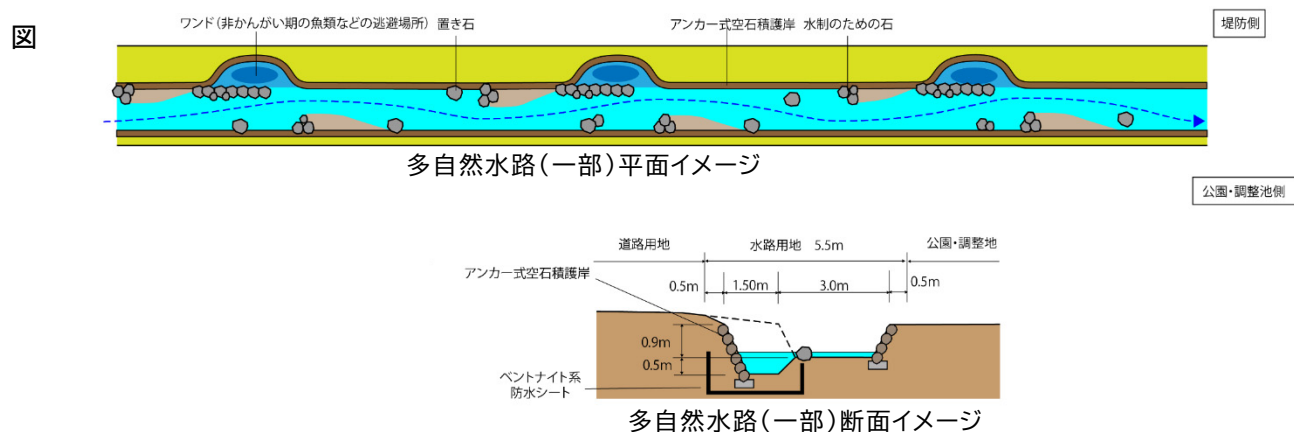


図 11.2-5 計画地北側の環境配慮型多自然水路(整備部分イメージ)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 24 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

② 樹林地、草地環境の保全・創出

ア. 樹林地

緩衝緑地帯、公園における主な植栽予定樹種は、表 11.2-3 に示すとおりである。

植栽樹種は、計画地及び周辺地域における現存植生や鳥類や昆虫類の餌となる樹種等から選定する。高木としてケヤキ、エノキ、シラカシ、タブノキ、クヌギ類等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。

企業用地内における緩衝緑地帯は、調整池側については幅15m、住居地域側に接する部分は幅20mで配置する計画である。

また、進出企業についても、これらの樹種を積極的に植栽するとともに、緑地は出来る限り緩衝緑地側に寄せてまとまりを持った配置とするよう働きかけていく計画である。

表 11.2-3 緩衝緑地帯、公園の主な植栽予定樹種

区 分	主な樹種
高 木	ケヤキ、エノキ、ヤマザクラ、アラカシ、シラカシ、タブノキ、クヌギ類等
中～低木	アオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ、ヤマツツジ等
法 面	種子吹付け(チガヤ等)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

② 樹林、草地環境の創出・活用

ア. 樹林環境

緩衝緑地帯、公園における主な植栽予定樹種は、表 11.2-4 に示すとおりである。

植栽樹種は、計画地及び周辺地域における在来植生の構成種を基本に、鳥類や昆虫類の餌となる樹種等から選定する。高木としてエノキ、ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ等、低木～中木としてカマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた地域本来の多様な林層を形成させる。また、植栽に用いる樹木は、可能な限り地域性の種苗や樹木の使用に努めていく。

緩衝緑地帯や公園における樹林環境等の創出は、オオタカ高利用域に求められる影響の低減措置としての機能確保にも供するものとする。

企業用地内における緩衝緑地帯は、多自然型調整池側については幅 15m、住居地域側に接する部分は幅 20mで配置する計画である。進出企業についても、これらの林層構造を伴った在来樹種を積極的に植栽するとともに、自主的に整備する緑地は出来る限り緩衝緑地側に寄せてまとまりを持った配置とする。越辺川や調整池に生息するオオタカやコハクチョウ等の鳥類への影響低減を図るために、建物北側への高木植栽や建築物への屋上・壁面緑化等を行うよう働きかけていく。

企業用地内緩衝緑地帯の在来植生整備イメージは、図 11.2-6 に示すとおりである。

表 11.2-4 緩衝緑地帯、公園の主な植栽予定在来樹種等

区分	主な樹種
高木	エノキ、 <u>ムクノキ</u> 、 <u>ハンノキ</u> 、 <u>クヌギ</u> 、 <u>コナラ</u> 、 <u>ヤマザクラ</u> 、 <u>シラカシ</u> 、 <u>スダジイ</u> 、 <u>シロダモ</u> 等
中～低木	<u>カマツカ</u> 、 <u>イボタノキ</u> 、 <u>ガマズミ</u> 、 <u>ヤマツツジ</u> 、 <u>ヤブツバキ</u> 、 <u>アオキ</u> 等
法面	種子吹付け(チガヤ等)

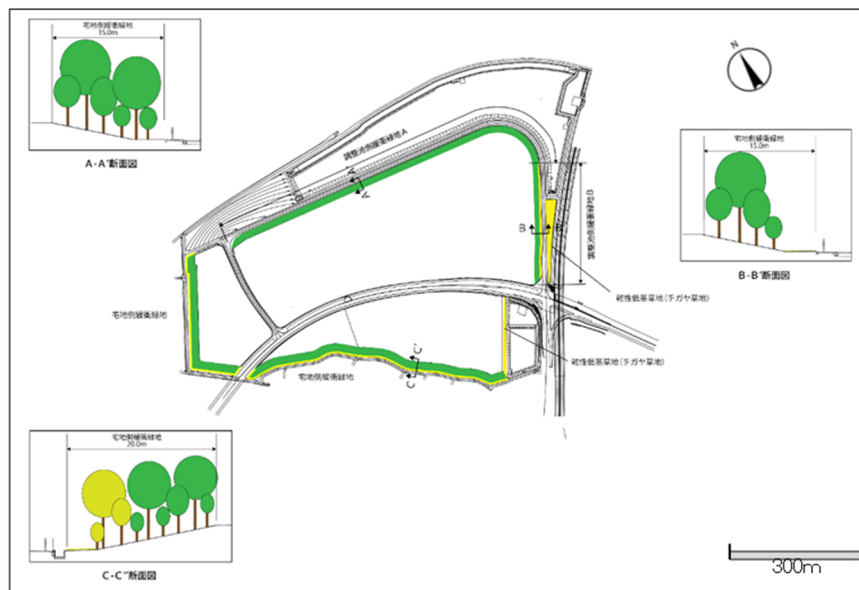


図 11.2-6 企業用地内緩衝緑地帯の在来植生整備イメージ

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 25 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

イ. 草地環境

公園内における草地、緑地環境の創出は、図 11.2-5 に示すとおりである。

公園は越辺川沿いの河畔林や河川敷、堤防等との関連性・一体性に配慮し、植樹や芝生広場を整備し緑の連続性を確保する。

また、調整池に隣接する箇所には、緩衝機能の確保のための湿性低茎草地を主体とし、一部、地盤を掘り込み湿潤な環境を創出した湿性緑地ゾーンの整備の他、隣接して乾性高茎草地、乾性低茎草地を配置していく。様々な草地環境の整備により、ノウサギ、オオヨシキリ、クイナ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、トウキョウダルマガエル、その他昆虫等の生息環境、また、上位捕食者であるニホンイタチ、キツネ等が利用する環境を創出する。

さらに公園内には、現存植生を考慮した植栽の整備を行う計画である。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

イ. 草地環境

公園内における草地や湿性緑地の創出は、図 11.2-7 に示すとおりである。

公園は、越辺川沿いの河畔林や河川敷、堤防等との関連性・一体性に配慮し、シンボルツリー等の植樹を含めたノシバ広場を中央に整備し、緑の連続性を確保する。

また、多自然型調整池に隣接する箇所には、緩衝機能の確保のための湿性低茎草地を主体に、一部、地盤を掘り込み湿潤な環境を創出した湿性緑地ゾーンの整備の他、隣接して乾性高茎草地、乾性低茎草地を配置していく。多様な草地環境の創出により、ギンイチモンジセセリ、ヒガシキリギリス、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ等への影響を低減・代償する生息環境整備とする。

公園内の在来植生の構成種を基本とした草地環境の創出に際しては、地盤高の変化に応じた適性植物を用いた植栽と管理を行う計画である。

※以下、追加記述を示す

〔湿性緑地ゾーン〕

- ・事業地内で確認された保全すべき湿性植物を、生育に適した環境に移植するとともに、攪乱などの管理が必要な植物を、適切な管理によって保全・増殖する代償措置の場として「湿性緑地ゾーン」の整備を行う。
- ・保全すべき植物の生態に合わせ、「池」「土水路」「湿地(水田状)」「畔」などの湿性環境を、公園内東部の「湿性緑地ゾーン」に整備する。
- ・「湿性緑地ゾーン」は地下水位が低下する時期においても水が維持できる深さを確保するとともに、土水路や池は 0.5～1m 程度の水深を確保する。

表 11.2-5 保全すべき湿性植物と生育環境

現況生育環境	種	水深・地下水位・植生管理
水路・池など	イトモ	水深 1.5m 以下 ホザキノフサモ・キクモは水田の浅い土水路の ような環境
	エビモ	
	ホザキノフサモ	
	キクモ*	
水田など	ヒメミズワラビ*	ひたひた～0.1m表面水 年に数回の草刈り、 3年に1回程度の耕起 キクモは水田内にもしばしば出現
	タコノアシ*	
	ウリカワ*	
	ヒメミソハギ*	
	ミズマツバ*	
	カワヂシャ*	
	キクモ*	
ヨシ原・ヤナギ林など	ハンゲショウ	ひたひた程度。冠水への耐性あり
	ヌマトラノオ	
畔など	オグルマ	-0.5～-0.1m程度（表面水無し） 冠水への耐性は相対的に低い ヌマトラノオは土水路水際など
	ノニガナ*	
	コイヌガラシ*	
	ヌマトラノオ	

* 攪乱依存植物

〔乾性草地ゾーン〕

- ・公園内の一部に「乾性低茎草地(ノシバ草地・チガヤ草地)」や「乾性高茎草地(ススキ草地)」を配置・創出し、やすらぎや人と自然のふれあいの場にするとともに、多様な草地性動物への影響を低減・代償する生息場所とする。
- ・「乾性低茎草地(ノシバ草地)」については、在来ノシバによる張芝を行うとともに、エノキ・ムクノキ等の単木植栽を行う。
- ・「乾性低茎草地(チガヤ草地)」については、近隣のチガヤ草地から得た刈り草を伏せ置きしたり、チガヤの種子の撒きだし等により創出する。
- ・「乾性高茎草地(ススキ草地)」については、ノシバ-チガヤ草地内にスポット的に配置して、近隣のススキ草地から得た刈り草を伏せ置きしたり、種子散布や根株植栽等により創出する。また、チガヤ-ススキ草地の群落構成種からふさわしい在来草本類を、併せて移植する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 26 第 11 章 環境の保全のための措置

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

イ. 草地環境

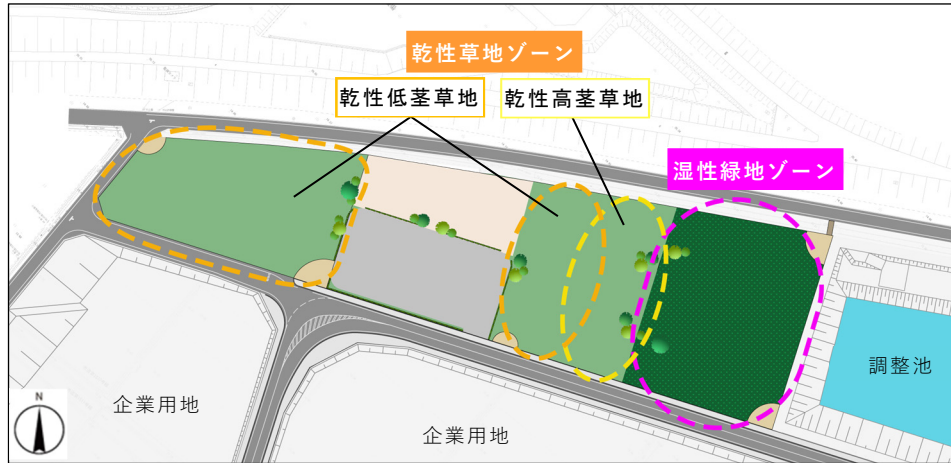


図 11.2-5 公園内における草地、緑地環境の創出

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

イ. 草地環境

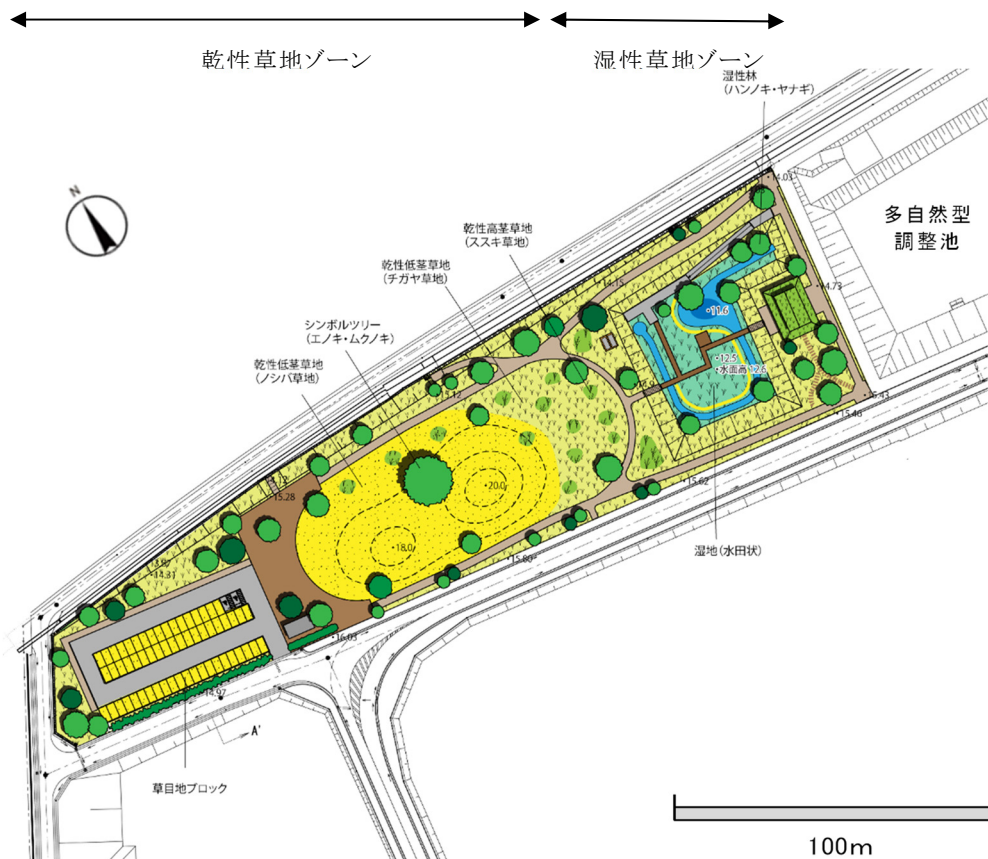


図 11.2-7 公園内における草地、湿性緑地環境の創出(整備イメージ)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 27 第 11 章 11.3 保全すべき種の移設、移植計画等

【準備書の内容】

記載なし

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

11.3 保全すべき種の移設、移植計画等

(1) 保全すべき動物

既存水路の工事区域内に生息する保全すべき動物であるミナミメダカ、ドジョウ類の代償措置については、工事実施前に捕獲し、工事区間外の上流又は下流部の水路等に移設放流を行う。

また、計画地北側に位置する水路については多自然水路の整備を行い、これらに該当する保護すべき種の生息環境の創出を図り、同水路や公園内水域での生息の回復に努めていく。

表 11.3-1 移設の実施計画

移植対象種	移設場所	移設方法
ミナミメダカ ドジョウ類	水路の改修工事外の上流 又は下流。	移設適期は水路の改修工事を行う前の春季～秋季を目途に個体を捕獲して水路工事区域外に移設放流を行う。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 28 第 11 章 11.3 保全すべき種の移設、移植計画等

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

② 本移植、表土撒きだし

移植個体の本移植、表土撒きだし方法は、表 11.3-2 に示すとおりである。

保全すべき植物であるゴマギについては、計画地内で 1 株、隣接する越辺川の河川敷で 153 株確認されており、主要な生育地は越辺川であるため本種の移植は行わない計画であるが、越辺川に隣接する形で本種が生育できる環境として公園内に湿性緑地ゾーン及び多自然型の調整池を整備していく。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

② 本移植、表土撒きだし

移植個体の本移植、表土撒きだし方法は、表 11.3-3 に示すとおりである。

保全すべき植物であるゴマギについては、計画地内で 1 株、隣接する越辺川の河川敷で 153 株確認されており、主要な生育地は越辺川であるため本種の移植は行わない計画である。しかしながら、越辺川に隣接する事業地内の適正環境として公園内の湿性緑地ゾーン及び多自然型調整池で、生育環境の基盤を整備していく。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 29 第 11 章 11.3 保全すべき種の移設、移植計画等

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

④ 供用時事後調査(生育確認)

工事中時に引き続き供用時に関しても、移植個体の生育状況等の確認を行い、追加の環境保全措置の必要性、維持・管理の検討を行う。

維持管理の基本方針は以下に示すとおりである。

・移植した保全すべき種

調査時に枯れ等が確認された場合は、土壌の湿り具合を確認し、必要に応じて水分条件の良い区域に再移植を行う。また、移植個体が他の植物に覆われ、日照が悪くなった場合は、草刈りを行う。

・移植場所

ヨシ等の高茎草本が繁茂するなど、日当たりが悪くなった場合、高茎草本を刈り、日当たりを確保する。また、移植株(種)以外の植物の繁茂を防止のため、移植株以外の植物については除去を行う。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

④ 供用時事後調査(生育確認)

工事中時に引き続き供用時に関しても、移植個体の生育状況等の確認を行い、追加の環境保全措置の必要性、維持・管理の検討を行う。

維持管理の基本方針は以下に示すとおりである。

・移植した保全すべき種

調査時に枯れ等が確認された場合は、土壌の湿り具合を確認し、必要に応じて水分条件の良い区域に再移植を行う。また、移植個体が他の植物に覆われ、日照が悪くなった場合は、草刈りを行う。

・移植場所

ヨシ等の高茎草本が繁茂するなど、日当たりが悪くなった場合、高茎草本を刈り、日当たりを確保する。また、移植株(種)以外の植物の繁茂を防止のため、移植株以外の外来植物等については除去を行う。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 30 第 11 章 11.3 保全すべき種の移設、移植計画等

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

⑤ 代償措置に係る保全対策の実施及び維持管理方針

(略)

なお、保全すべき植物種の移植場所である公園及び調整池整備に合わせて個体の移植や播種等により移植を行う計画である。

表 11.3-4 代償措置(移植)及び維持・管理計画スケジュール

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
土地区画整理事業工事		[スケジュール]				
	公園工事 (調整池工事)	[スケジュール]				
進出企業建築工事		[スケジュール]				
移植 個 体	保全すべき植物種の確認 (マーキング、種子採取等)	[スケジュール]				
	移植作業	[スケジュール]				
	生育確認及び管理等※1 (年3回(春、夏、秋))	[スケジュール]				
		事業者				坂戸市

※1：土地区画整理事業工事中は事業者、土地区画整理事業工事完了後は坂戸市が維持・管理を行う。

【評価書の内容】※赤字及びアンダーラインは変更箇所を示す

⑤ 代償措置に係る保全対策の実施及び維持管理方針

(略)

なお、保全すべき植物種の移植場所である公園及び多自然型調整池の整備に合わせて、保全すべき植物種については、保全個体の移植や播種等により移植、マコモについては個体や群落等により移植を行う計画である。

表 11.3-5 代償措置(移植)及び維持・管理計画スケジュール

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
土地区画整理事業工事		[スケジュール]				
	公園工事 (調整池工事)	[スケジュール]				
進出企業建築工事		[スケジュール]				
移 設 ・ 移 植 個 体 等	保全すべき種の捕獲 (ミナミメダカ、ドジョウ類)	[スケジュール]				
	保全すべき植物種の確認 (マーキング、種子採取等)	[スケジュール]				
	ミナミメダカ等移設	[スケジュール]				
	貴重な植物種移植	[スケジュール]				
	マコモ等の水生植物移植 (コハクチョウの採食環境整備)	[スケジュール]				
	生育確認及び管理等※1 (年3回(春、夏、秋))	[スケジュール]				
		事業者				坂戸市

※1：土地区画整理事業工事中は事業者、土地区画整理事業工事完了後は坂戸市が維持・管理を行う。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、関係機関・地元団体との協議内容を考慮し、耕作地環境の創出等の観点から環境保全のための措置の見直しを行った。

別紙 31 第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 12-1(16) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
動物	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在に伴う動物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅15mの緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅5m、10m、20mの緩衝緑地帯を設置する。 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 12-1(16) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
動物	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在に伴う動物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅15mの緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅5m、10m、20mの緩衝緑地帯を設置する。 <u>企業用地内の緩衝緑地帯(幅10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅10m以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。</u> 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、<u>ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ</u>等、低木～中木として<u>カマツカ、イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ</u>等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、動物の環境保全措置に関する記述を追記、修正した。

別紙 32 第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 12-1(17) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
植 物	<p>【造成等の工事、造成地の存在に伴う植物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。</p>
	(略)
	<p>・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。</p>
	(略)

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 12-1(17) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
植 物	<p>【造成等の工事、造成地の存在に伴う植物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う動物への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。</p>
	(略)
	<p>・植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、<u>ムクノキ</u>、<u>ハンノキ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>コナラ</u>、<u>ヤマザクラ</u>、<u>シラカシ</u>等、低木～中木として<u>カマツカ</u>、<u>イボタノキ</u>、<u>ガマズミ</u>、<u>ヤマツツジ</u>、<u>ヤブツバキ</u>、<u>アオキ</u>等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。</p>
	(略)

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、一部、植栽樹種の見直しを行った。

別紙 33 第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 12-1(18) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
生態系	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在に伴う生態系への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、生態系への影響の回避・低減に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてケヤキ、エノキ、アラカシ、タブノキ等、低木～中木としてアオキ、ヒサカキ、ガマズミ、ヤブツバキ等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 12-1(18) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
生態系	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在に伴う生態系への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置を講ずることで、生態系への影響の回避・低減に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業用地内の調整池側には幅 15m の緩衝緑地帯、その他企業用地内に幅 5m、10m、20m の緩衝緑地帯を設置する。 <u>企業用地内の緩衝緑地帯(幅10m、15m、20m)については、鳥類の建物への衝突防止の観点から地区計画に定める幅10m以上の高木植栽帯の設置を行うとともに、進出企業に対して屋上緑化や壁面緑化等についても働きかけていく。</u> 植栽樹種は現存植生の構成種から選定し、高木としてエノキ、<u>ムクノキ、ハンノキ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、シラカシ</u>等、低木～中木としてカマツカ、<u>イボタノキ、ガマズミ、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アオキ</u>等の植栽を施し、低木～高木を取り入れた多様な林層を形成させる。 <p>(略)</p>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、動物の環境保全措置に関する記述を追記、修正した。

別紙 34 第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 12-1(19) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
景 観	<p>【造成地及び施設の存在に伴う景観への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 ・各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、景観への影響の緩和に努める。 したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 眺望景観への影響については、複数の調査地点で計画建物が出現することにより、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。 したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 12-1(19) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
景 観	<p>【造成地及び施設の存在に伴う景観への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩の採用や建物の形状、大きさ、配置及び緑化については、<u>圧迫感及び周辺地域からの景観への影響緩和に努めるよう指導する。</u> ・「地区計画」において、<u>企業用地内の壁面位置及び住居側に位置する企業用地の敷地境界沿には幅 20mの緩衝緑地帯の配置を定めるなど、圧迫感及び周辺地域からの景観の影響緩和に努める。</u> したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 眺望景観への影響については、複数の調査地点で計画建物が出現することにより、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、<u>埼玉県景観計画における景観形成基準等を遵守し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</u> したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見等を踏まえて、周辺地域からの景観の影響緩和や圧迫感の軽減等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 35 第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

表 12-1(23) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
温室効果ガス等	<p>【施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 供用時における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <p>ア. 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 ・計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 ・各企業に対し可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進に努めるよう指導する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 12-1(23) 環境影響評価の概要

予測・評価結果の概要	
温室効果ガス等	<p>【施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 供用時における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <p>ア. 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 ・計画地内に緑地を配置するとともに、各進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。 ・各企業に対し可能な限り太陽光などの<u>再生可能エネルギー</u>の利用促進や<u>グリーン電力購入等</u>に努めるよう指導する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、再生可能エネルギーの使用等に関する環境保全措置を追加した。

別紙 36 第 13 章 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	◎
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	◎

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	<u>◎</u>
		自動車交通の発生	<u>◎</u>
動 物	工 事	建設機械の稼働	<u>◎</u>
		資材運搬等の車両の走行	<u>◎</u>
		造成等の工事	<u>◎</u>
	存在・供用	造成地の存在	<u>◎</u>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて施設の稼働に伴う騒音、住民意見を踏まえて工事中の動物を事後調査項目に追加した。

別紙 37 第 13 章 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(2)～(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う騒音レベルは、整合を図るべき基準等との整合が図られていた。また、各進出企業は、各企業ごとに「騒音規制法」(平成 24 年 坂戸市告示第 89 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に定める基準を遵守することとなる。</p> <p>また、低周波音音圧レベルは、評価の指標とした感覚閾値を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
動物	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における動物に対する影響は、一時的なものであり、さらに計画地の周辺には、計画地と同様な農耕地が広がっており、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に一時的に逃避するため、地域の動物相に及ぼす影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	

【評価書の内容】

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(2)～(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	存在・供用	施設の稼働	<p>低周波音音圧レベルは、評価の指標とした感覚閾値を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて施設の稼働に伴う騒音、住民意見を踏まえて工事中の動物を事後調査項目に追加し、それに伴い「事後調査項目から除外する項目及びその理由」から騒音の施設の稼働及び工事中の動物を削除した。

別紙 38 第 13 章 事後調査の計画 13.2 調査方法等

【準備書の内容】

(1) 騒音

① 調査内容

ア. 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音の状況については、現地調査により道路交通騒音を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目	測定方法
道路交通騒音	JIS-Z-8731
交通量	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

予測地点と同様の 4 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 騒音

① 調査内容

ア. 騒音の状況

施設の稼働に伴う騒音、自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音及び交通量の測定方法は表 13.2-1 に示すとおりである。

騒音の状況については、現地調査により、施設の稼働に伴う騒音、道路交通騒音を測定する。また、道路交通騒音測定時に合わせて交通量の調査を行う。

交通量の状況の測定方法は、ハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目		測定方法
施設騒音、道路交通騒音	<u>等価騒音レベル</u>	JIS-Z-8731
交通量	<u>大型車、小型車</u>	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

施設の稼働に伴う騒音については、予測地点同様の南西側住居付近、道路交通騒音については、予測地点と同様の車両の走行経路上の 4 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、施設の稼働に伴う騒音を事後調査項目に追加した。

別紙 39 第 13 章 事後調査の計画 13.2 調査方法等

【準備書の内容】

(3) 動物

② 調査方法

保全すべき動物種の状況の調査は、現地踏査による任意確認及び一部捕獲により哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物の状況を調査する。猛禽類(オオタカ)に関しては繁殖状況について確認を行う。

また、環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

動物の生息状況及び環境保全措置の実施状況ともに、計画地及び周辺地域約 200m とする(猛禽類を除く)。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、全ての進出企業の建築工事が完了した後の供用開始 3 年後とし、調査頻度は 1 回とし、4 季の調査を行う(両生・爬虫類、昆虫類は冬季を除く 3 季)とする。

猛禽類に関しては、工事着工後から土地区画整理工事の終了時までの繁殖状況の継続調査と他の動物と同時期の供用開始 3 年後の調査とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(3) 動物

② 調査方法

保全すべき動物種の状況の調査は、現地踏査による任意確認及び一部捕獲により哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物の状況を調査する。猛禽類(オオタカ)に関しては繁殖状況について確認を行う。また、鳥類については、夜間調査を実施する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

動物の生息状況及び環境保全措置の実施状況ともに、計画地及び周辺地域約 200m とする(猛禽類、ハクチョウ類を除く)。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、全ての進出企業の建築工事が完了した後の供用開始 3 年後とし、調査頻度は 1 回とし、4 季の調査を行う(両生・爬虫類、昆虫類は冬季を除く 3 季)とする。

猛禽類に関しては、工事着工後から土地区画整理工事の終了時まで、他の動物と同時期の供用開始 3 年後とし、ともに繁殖期(4~8 月)に調査を行う。

また、ハクチョウ類に関しては、工事着工後から土地区画整理工事の終了時まで、その後状況を注視し、供用開始 3 年後に調査を行う。なお、調査の時期は越冬期(12~2 月)に行うこととする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、鳥類における夜間調査を事後調査項目に追加した。また、準備書に対する住民意見を踏まえて工事中の動物(ハクチョウ類)を事後調査項目に追加した。

指令環政第472号

坂戸市

令和6年11月22日付けで申請のあった坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和6年12月4日

埼玉県知事 大野 元 裕



